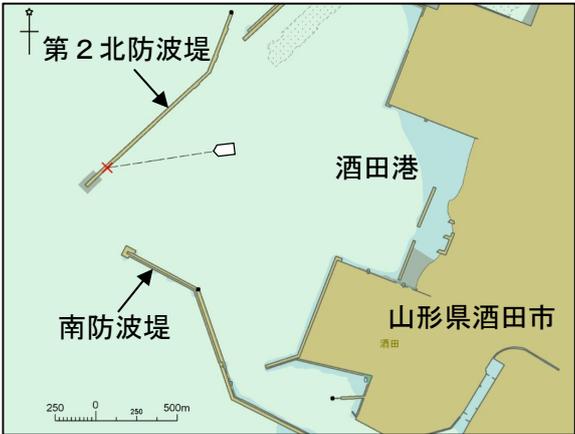


# 船舶事故調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和5年3月22日 02時30分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港南防波堤灯台から真方位346° 545m付近 （概位 北緯38° 56.5′ 東経139° 47.5′）
事故の概要	漁船 <sup>ほんてん</sup> 梵天丸は、航行中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和5年6月27日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 梵天丸、3.7トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-4841（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部に亀裂等 防波堤 擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 やや不良 海象：海上 平穏 月出時刻：06時05分ごろ（月齢：0.4）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業の目的で、酒田港西方沖の漁場に向け、法定灯火を表示してレーダー及びGPSプロッターを作動させ、酒田港を出航した。</p> <p>本船は、船長が操舵室で単独で操船に当たり、酒田港の第2北防波堤とほぼ北西方向に延びる南防波堤先端部間の出入口に向け、手動操舵で約4～5ノットの対地速力で西進中、第2北防波堤に衝突した。</p> <p>（図1 参照）</p>
	
	図1 航行イメージ図

	<p>本船は、自力での航行が可能であったので、酒田港に帰航した。</p> <p>船長は、ふだん、レーダー及びGPSプロッターを港外に出たから使用していたので、本事故当時、レーダー及びGPSプロッターの画面を見ていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、月明かりのない暗夜であり、また、海上にもやがかかっていたが、ゆっくり航行すれば大丈夫と思い、目視のみに頼り、予定変針場所を通過してから左舵を取って、ふだんよりも第2北防波堤寄りに向かう進路となっていることに気付かないまま航行を続けたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、海上保安庁に本事故の発生を通報しなかった。</p>
分析	<p>本船は、航行中、海上にもやがかかっている状況下、船長が、ふだんと同様に目視のみに頼って航行を続けたことから、予定変針場所を通過したことに気付かずに左舵を取って、第2北防波堤に向かう進路となり、第2北防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、海上にもやがかかっていたものの、ゆっくり航行すれば問題ないと思っていたことと、ふだんから港内でレーダー及びGPSプロッターを使用する習慣がなかったことから、本船の位置を航海計器で確認せずに目視のみに頼った操船を行いながら航行を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が航行中、海上にもやがかかっている状況下、船長が、ふだんと同様に目視のみに頼って航行を続けたため、予定変針場所を通過したことに気付かずに左舵を取って、第2北防波堤に向かう進路となり、第2北防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、夜間や視界不良時に航行する場合、目視のみに頼らず、レーダー等の航海計器も有効に活用しながら、常時、周囲の適切な見張りを行って、船位や障害物との位置関係を確認して航行すること。</li> <li>・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>